

## 川崎市告示第147号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和7年3月28日

川崎市長 福田紀彦

### 1 予防接種の種類

ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、H i b感染症

### 2 実施期間

令和7年 4月 1日から令和8年 3月31日まで

### 3 実施場所

市内の予防接種個別協力医療機関

### 4 対象者

#### （1）第1期初回

生後2月から生後90月に至るまでの間にある者

#### （2）第1期追加

生後2月から生後90月に至るまでの間にある者

（第1期初回接種（3回）終了後、6月以上の間隔をおく）

#### （3）第2期

11歳以上13歳未満の者

### 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

#### （1）明らかな発熱を呈している者

#### （2）重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

#### （3）当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

#### （4）上記（1）から（3）までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者